

浄化槽法定検査の一部変更についてのご案内

平成29年10月から10人槽以下の浄化槽の法定検査について、検査補助員制度を導入し、BOD検査とガイドライン検査を組み合わせた検査方法に変わりました。

◆ 5年間でBOD検査を主とした検査を4回、ガイドライン検査を1回実施します。

*検査結果によっては、変更となる場合があります。

- BOD検査：浄化槽の処理水中の有機物量を分析し、処理目標値をクリアしているかどうかを調べる検査を行います。BODは、浄化槽処理水のよごれの度合いを表すことから、浄化槽の状況を総合的に判断できます。
- ガイドライン検査：環境省が示したガイドラインに基づき、当協会の検査員が浄化槽の各施設の目視検査を詳細に行います。



◆ 「検査補助員制度」を導入しています。

- 検査補助員制度：本協会が指定した保守点検業者の浄化槽管理士を検査補助員とし、BOD検査のための採水等を行います。なお、検査補助員は、ガイドライン検査は行いません。

- ### ◆ 検査機関及び検査料金は、現行通りです。 *保守点検料及び清掃料金は別に必要です。
- 山梨県知事から指定を受けている検査機関として、当協会がBOD分析を行うとともに検査結果を判定し、通知します。また、検査結果の行政機関への報告についても、これまでどおり、当協会が行います。なお、検査料金については、現行通りです。

お問い合わせ先

一般社団法人 山梨県浄化槽協会（山梨県知事指定検査機関）
〒400-0054 甲府市西下条町965（電話：055-288-1132）



※ 検査結果の内容によっては、必要に応じて事前に当協会からご連絡の上、当協会の検査員による再度の検査を行うことがあります。なお、再度の検査の検査料については、無料です。

検査補助員制度指定事業所

○平成 29 年 10 月 1 日からの指定事業所（10 社）

順不同

指定事業所名	所在地	電話番号
ふるや環境(株)	山梨市万力 1063	0553-22-0429
(有)大都留清掃社	大月市大月町花咲 1137-10	0554-22-1543
(株)塩川クリーン	北杜市須玉町若神子 174	0551-42-2904
(有)橋田総合サービス	甲州市塩山赤尾 829	0553-33-2919
(株)REF ヤマモト	富士吉田市富士見 6 丁目 17-15	0555-22-5220
環境管理開発(株)	都留市四日市場 23-11	0554-43-2471
(有)大月衛生社	大月市富浜町宮谷 311-1	0554-23-0886
(有)山峡商会	南アルプス市鮎沢 282	055-282-1803
東八商事(有)	笛吹市石和町唐柏 94	055-263-2608
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	韮崎市本町 2-2-47	0551-22-1805

○平成 30 年 4 月 1 日からの指定事業所（7 社）

順不同

指定事業所名	所在地	電話番号
(有)富士メンテナンス	富士河口湖町小立 5442-2	0555-72-4330
山梨日化サービス(株)	昭和町築地新居 907	055-275-6911
峡北衛生社(有)	北杜市長坂町長坂上条 3231-4	0551-32-3477
正一(有)	上野原市上野原 7509	0554-62-3922
(株)熱研メンテナンス	富士河口湖町小立 5451-3	0555-83-5211
(株)クリーン環境センター	甲斐市西八幡 3483	055-276-2407
(株)東京北研山梨営業所	昭和町西条 2579	055-240-7105